

保医発 1 2 2 8 第 3 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号）の一部が平成 2 2 年 1 月 1 日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙 1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の一部改正について

別紙 2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙1のⅡの第1の7の（3）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 3 別紙1のⅡの「第2の2」の1の（2）中「7の（2）及び（3）中」を削り、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 4 別紙1のⅡの第3の2の（5）を次のように改める。

（5） 「保険者番号」欄について

 - ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
 - イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 5 別紙1のⅡの第3の2の（7）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 6 別紙1のⅡの第3の2の（12）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 7 別紙1のⅡの第3の2の（13）の表中「船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニ」を「船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニ」に改める。
- 8 別紙1のⅡの第3の2（33）のイの（ア）を次のように改める。

（ア） 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

- 9 別紙1のⅢの第2の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 10 別紙1のⅢの第2の6の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 11 別紙1のⅢの第2の2の1の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 12 別紙1のⅢの第3の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療单独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 13 別紙1のⅢの第3の2の(7)中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 14 別紙1のⅢの第3の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 15 別紙1のⅢの第3の2の(31)のアを次のように改める。
- ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。
- 16 別紙1のⅣの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 17 別紙1のⅣの第2の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療单独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

18 別紙1のIVの第2の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

19 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- (3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

20 別紙2の第2の4中「、船員保険被扶養者証」を削る。

21 別紙2の別添2の4中「、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「、船員保険にあつては厚生労働省保険局が」に改める。

22 別紙2の別添2の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

- 1 別紙のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。
 - 5 「保険者番号」欄について
 - (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
 - (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 3 別紙のⅡの第2の7（1）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 4 別紙のⅡの第2の11中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>	<p>別紙1</p> <p>Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>

第 8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
- (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第 1 の 7 の (2) 及び (3) と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成 21 年 12 月 31 日以前のものに限る。）」とあるのは「高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号 8 桁（国民健康保険については 6 桁）を記載すること（別添 2 「設定要領」の第 1 を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

第 8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
- (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第 1 の 7 の (2) 及び (3) と同様であること。この場合、7 の (2) 及び (3) 中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号 8 桁（国民健康保険については 6 桁）を記載すること（別添 2 「設定要領」の第 1 を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

- (12) 「職務上の事由」欄について
 船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
 なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。
 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。
 1 職上（職務上）、
 2 下3（下船後3月以内）
 3 通災（通勤災害）
- (13) 「特記事項」欄について
 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。
 なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医療確保法

- (12) 「職務上の事由」欄について
 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。
 なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。
 電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。
 1 職上（職務上）、
 2 下3（下船後3月以内）
 3 通災（通勤災害）
- (13) 「特記事項」欄について
 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。
 なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医

又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあつては、適用区分に所得区分の記載

療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあつては、適用区分に所得区分の記載

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前ののものに限る。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前ののものに限る。)に係るものに限り記載すれば足りるものとする。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医保単独(六歳)」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載

保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(削除)

(表：削除)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

(表：略)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長
千代田区長
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官
千代田区長
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

（削除）

（表：削除）

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

（表：略）

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

(表：削除)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

(2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であつた者(以下単に「被保険者」という。)及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

(表：略)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含

養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

む。)ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</u> <u>(削除)</u> <u>(表：削除)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票</p>	<p>別紙 II 請求書等の記載要領 第1 請求書に関する事項（様式第一関係） 3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 〔例〕 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四） 5 「保険者番号」欄について <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u> <u>(2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。</u> <u>(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。</u> <u>(表：略)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、<u>船員保険被扶</u></p>

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

平成 22 年 1 月より 船員保険制度が大きく変わります

この資料は、船員保険制度加入者や各事業所の皆様などに、来年 1 月から実施される船員保険制度の改正のあらましを周知させていただくために作成したものです。
今後とも、厚生労働省、社会保険庁、全国健康保険協会のホームページ等を通じ、随時、制度改正の内容をお知らせしていく予定です。

平成 21 年 10 月

社会保険庁

平成 22 年 1 月より、船員保険制度が変わります。

来年 1 月より、船員保険制度の改正が実施されます。

これまで船員保険制度で実施してきた労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）は労災保険制度に、雇用保険相当部分（失業部門）は雇用保険制度にそれぞれ統合され、厚生労働省が運営します。

現在の船員保険制度は、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付を行う新しい船員保険制度として、全国健康保険協会が運営します。

（船員保険制度改正の概要）

- 船員保険制度は、船員を対象とする総合的な社会保険制度として、昭和 15 年に創設されて以来、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきました。
- 社会経済状況が大きく変わり、昭和 40 年代半ばをピークに加入者数の減少が続く中（被保険者数は昭和 46 年の約 27 万人から現在では約 6 万人に減少）、制度運営は厳しさを増し、昭和 61 年には、公的年金制度の再編成の一環として、職務外年金部門を厚生年金保険制度に統合するという見直しが行われましたが、その後も職務上年金部門の赤字が続くなどの状況の下、平成 16 年秋から約二年にわたる制度のあり方に関する船員保険関係者間の精力的な議論の結果、平成 19 年に法律改正が行われ、平成 22 年 1 月から制度改正が実施に移されることになっています。
- 今回の制度改正の主なポイントは、次のとおりです。

（一般制度への統合と新船員保険制度における独自給付等の維持）

- ① 労災保険に相当する部分（職務上疾病・年金部門）及び雇用保険に相当する部分（失業部分）は、それぞれ、一般制度である労災保険制度及び雇用保険制度に統合されます。

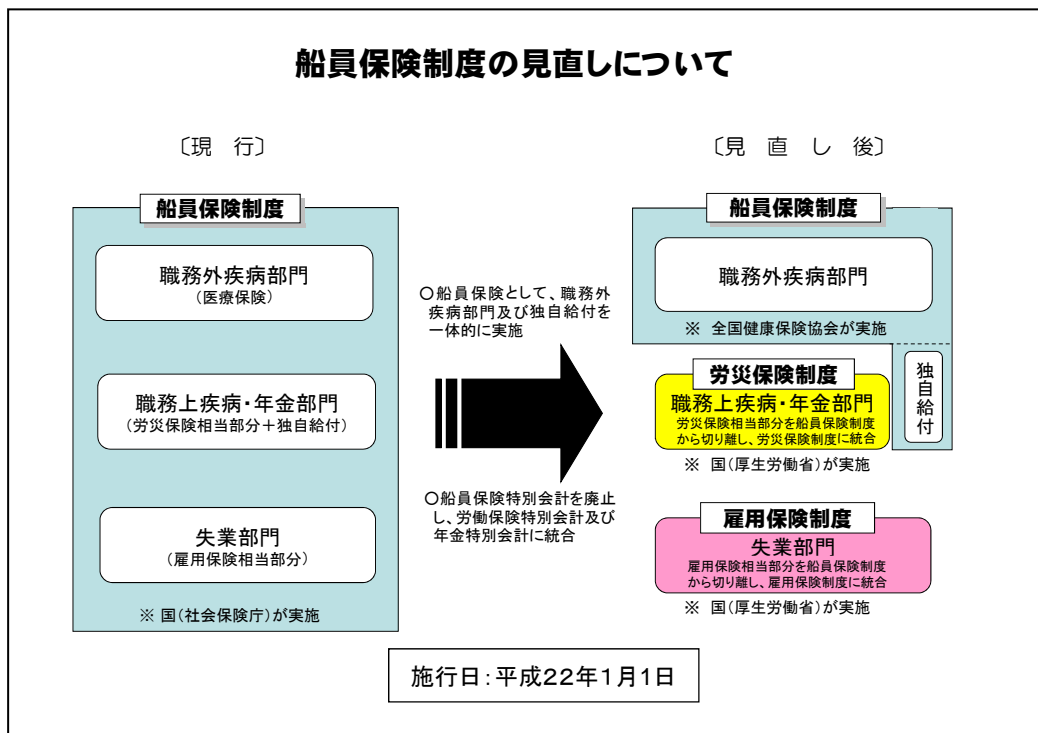
- ② 健康保険に相当する部分（職務外疾病部門）に加え、船員労働の特殊性を踏まえたILO条約や船員法に基づく給付については、引き続き、新船員保険制度から給付されます。
- ③ 船員保険の福祉事業については、一般制度で実施可能な事業は、労災保険制度又は雇用保険制度で実施され、その他の福祉事業については、引き続き、新船員保険制度の福祉事業として実施されます。

（運営主体の変更）

- ① 現在の保険者である社会保険庁の廃止に伴い、新船員保険制度は、運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施する観点から、全国健康保険協会（社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成20年10月に発足）を新たな運営主体とします。
- ② 新船員保険制度の運営に船員保険関係者の意見を適切に反映させるため、全国健康保険協会に船員保険協議会が設置されます。
- ③ 労災保険に相当する部分及び雇用保険に相当する部分は、労災保険制度及び雇用保険制度の保険者である厚生労働省が運営主体になります。

（その他）

船員保険特別会計は平成21年末で廃止され、労働保険特別会計及び年金特別会計に統合されます。



平成 22 年 1 月より、新しい船員保険制度がスタートします。

新しい船員保険制度は、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付を行う制度として、平成 22 年 1 月よりスタートします。

新制度は、新たな保険者として、全国健康保険協会（社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成 20 年 10 月に発足）が運営します。

全国健康保険協会には船員保険協議会が設置され、船舶所有者及び被保険者の意見を反映した、効率的で、公正・透明・健全な制度運営が行われます。

（新しい船員保険制度の概要）

- 現行の船員保険制度は、職務外疾病部門（健康保険相当部分）、職務上疾病・年金部門（労災保険相当部分＋独自給付）及び失業部門（雇用保険相当部分）の三部門を有する総合保険として運営されていますが、制度改正に伴い、平成 22 年 1 月からは、職務上疾病・年金部門及び失業部門は、それぞれ、労災保険制度及び雇用保険制度に統合されるため、新船員保険制度は、職務外疾病部門と、ILO 条約や船員法に基づく独自給付を給付する制度として、新たにスタートすることになります。
- 新船員保険制度から給付される独自給付としては、例えば次のような給付があります。

（労災保険制度には趣旨の給付がないもの）

（例えば）

① 下船後の療養補償

雇入契約存続中に職務外の事由による傷病を負った場合、下船後 3 月以内において船舶所有者の療養補償として給付されます。

② 行方不明手当金

職務上の事由により 1 月以上行方不明になったとき、3 月を限度に行方不明期間中支給されます。

③ 休業手当金

1 日目～3 日目

(労災保険制度に同趣旨の給付があるが水準が同制度の給付を上回るもの)

(例えば)

① 休業手当金

4日目～4月目、1年6月以降につき、労災保険の給付単価を超える部分が給付されます。

② 障害手当金

労災保険の給付日数を超える部分が給付されます。

○ 現行の船員保険の福祉事業のうち、一般制度で実施可能な事業（例えば、就学等援護事業）は、労災保険制度又は雇用保険制度で実施されますが、無線医療相談事業、洋上救急事業などの福祉事業は、新船員保険制度の福祉事業として実施されます。

○ 現在の保険者である社会保険庁の廃止に伴い、全国健康保険協会が新船員保険制度の保険者（運営主体）となり、平成22年1月から同協会に事業運営が移管されることとなります。

全国健康保険協会は、社会保険庁の医療保険部門の後継組織として平成20年10月に発足しており、政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、協会けんぽ（加入者約3600万人）の運営を行う公法人ですが、新船員保険制度の運営に当たっては、協会本部に担当部門（船員保険部）を設け、協会けんぽ事業とは経理を区分するとともに、制度の運営に船舶所有者及び被保険者の意見を適切に反映させるため、法定の協議機関である船員保険協議会が設置されます（平成22年1月からの事業運営の準備のため、同協議会は平成21年7月に設置されました）。

○ 新船員保険制度の保険料率は、疾病保険料率（職務外疾病給付等に充てられます）と災害保健福祉保険料率（職務上疾病・年金給付、保健福祉事業等に充てられます）に区分して決められますが、22年1月からの保険料率は、次のとおりとなる予定です。

・ 疾病保険料率：92.5‰（船舶所有者47‰、被保険者45.5‰）

・ 災害保健福祉保険料率：14‰（船舶所有者負担）

(注)

疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率：5‰

独立行政法人等職員に係る災害保健福祉保険料率：5‰

後期高齢者医療の被保険者等に係る災害保健福祉保険料率：14‰

制度改正に伴い、必要な手続きをお願いすることになります。

平成22年1月より、労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくためには、各事業所において届出などの必要な手続きをしていただく必要があります（被保険者の皆様が直接手続きを行っていただく必要はありません）。

現在、船員保険制度に加入していただいている方は、平成22年1月より新船員保険制度（労災保険及び雇用保険相当制度は含まれません）にご加入いただくこととなります（特に手続きの必要はありません）。

新しい船員保険制度の被保険者証は、一人1枚のカード形式に変わりますが、新しい被保険者証に切り替わるまでは、現在お持ちの被保険者証を有効にご利用いただけます。

手続きに関する詳しい内容については、今後、厚生労働省のホームページや各事業所を通じたお知らせなどでお伝えします。

（制度変更に伴い必要となる手続き、問合せ先、留意点など）

- 制度変更に伴い、各事業所や被保険者の皆様をお願いする必要な手続きとしては、次のようなものがあります。

（各事業所の皆様をお願いする手続き）

（1）労働保険の成立手続き

- ① 労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくため、各事業所において、「保険関係成立届」を平成22年1月12日（火）まで（成立から10日以内）に所轄の労働基準監督署に提出していただく必要があります。なお、届出用紙は、11月に社会保険事務局等より送付予定です。
- ② また、その年度分の労働保険料を概算保険料として平成22年2月22日（月）まで（成立から50日以内）に申告・納付していただきます。なお、届出用紙は、成立届の事業主控えを返戻する際に交付する予定です。

（2）雇用保険の手続き

- ① 船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用

データを引き継ぐ形で移行することとなっています。船舶所有者には、平成22年1月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくこととしていますので、内容を確認のうえ、必要な事項を届け出いただくとともに、送付された書類の内容を変更する必要がある場合には、併せて変更事項を届け出てください。

なお、施行日（平成22年1月1日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出を行うよう留意してください。

※ 特別加入

労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による怪我や病気に対して必要な保険給付を行う制度です。船員である船舶所有者の方々（中小事業主の方、労働者（船員）を雇用していない方）が労災保険制度から給付を受けるためには、別途、特別加入制度に加入していただくかなければ、補償は受けられなくなりますのでご注意ください。また、船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となりますので、船舶所有者の方々におかれましては、特別加入制度に必ず加入していただくことをお勧めします。

なお、特別加入制度の詳しいご案内は、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。

（被保険者の皆様にお願ひする手続き）

被保険者の皆さまにお願ひする手続きは、特にありません。

- 今回の制度改正は、平成22年1月1日から実施されることとなっています。制度の切り替え時期が年末・年始を挟んでおり、制度の運営主体の変更、船員保険特別会計の廃止といった事情もありますので、次のような点にご留意いただくようお願いいたします。

◆現金給付申請の場合、給付がお手許に届くまで日数がかかる場合が予想されます。

傷病手当金や出産育児一時金などの現金給付については、12月に入って申請していただいた場合、事務処理に要する日数の関係上、給付がお手許に届くのが22年1月以降になる場合がありますので、年内の申請はできるだけお早めにお願ひします。

なお、詳しいことは、あらためてお知らせします。

◆現在の被保険者証は新しい被保険者証の切り替えまでは有効にご利用いただけます。

22年1月以降、新船員保険制度の被保険者証は、被保険者及び被扶養者お一人1枚のカード形式（プラスチック素材）となる予定です。

新しい被保険者証への切り替えは、平成22年秋頃までに行われる予定ですが、切替えが完了するまでの間は、現在の被保険者証を有効にお使いいただけます。

なお、被保険者証の切り替えに関する詳細については、22年1月以降、あらためて各事業所を通じてご案内する予定です。

○ 制度変更に伴う手続きなどについてご不明な点がある場合、次の問合せ先にお問い合わせいただくようお願いします。

(21年12月末までの間の問合せ先)

- ① 船員保険制度改正全般に関するお問い合わせ
社会保険庁運営部企画課船員保険室（電話：03-5253-1111（ex. 3596））
- ② 労働保険の成立手続及び労働保険料の納付手続に関するお問い合わせ
厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係（電話：03-5253-1111（ex. 5158））
- ③ 雇用保険制度への移行に関するお問い合わせ
（雇用保険の適用に関すること）
厚生労働省職業安定局雇用保険課適用係（電話：03-5253-1111（ex. 5760））
（雇用保険の給付に関すること）
厚生労働省職業安定局雇用保険課給付係（電話：03-5253-1111（ex. 5759））

(22年1月以降の問合せ先)

後日あらためてお知らせします。